

## 一般財団法人富山県バスケットボール協会役員候補者選考規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）定款第25条に基づく役員（理事及び監事）の選任にあたり、候補者を選考する諸手続について必要な事項を定めるものとする。

(役員候補者選考委員会)

第2条 本協会は、役員任期満了に伴う次期役員候補者選考に当たり、本協会基本規程第28条に定める特別委員会として、役員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、役員任期満了となる6か月前までに設置し、役員選任時まで存続するものとする。

3 委員会の委員は、次の各号に定めるとおりとし、理事会において選定する。

- (1) 市町村バスケットボール協会に所属する評議員 3名以内
- (2) 各種連盟に所属する評議員 1名
- (3) 理事 1名
- (4) 監事 1名
- (5) 総務委員長

4 委員会には、委員の互選により委員長を置く。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、第5条に定める理事会への答申を行うため、必要に応じて適宜開催するものとする。

2 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初の会議は会長が招集し、また、他の委員が招集することを妨げない。

3 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるとき又はやむを得ない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員の互選によりこれを定める。

4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決することはできない。

5 委員会における代理出席及び書面による委任は、いずれも認めない。

(役員候補者の選考基準)

第4条 委員会は、次の各号に定める選考基準に基づき、役員候補者を選考しなければならない。

- (1) 就任時において、その年齢が70歳未満であること。
- (2) 本協会の目的、理念及び活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
- (3) 企業経営全般、法律、会計、財務、社会情勢、スポーツ又はバスケットボールの分野において、専門的な知識若しくは経験を有していること。
- (4) 健康であり、業務に支障がないこと。
- (5) 遵法精神に富んでいること。
- (6) 一年度内の理事会におおむね3分の2以上出席できる見通しがあること。

2 役員候補者の選考に当たっては、前項の選考基準と併せ、次の各号の条件を考慮しなければならない。

- (1) 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

- (2) 監事は、本協会の職員又は委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない。
- (3) 各理事について、その配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- (4) 他の(公益法人を除く)同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

3 第1項第1号の規定は、当該候補者の実績等を鑑み、引き続き役員としての知識及び経験が業務運営上、特に必要である場合は、その限りではない。

(役員候補者の決定)

第5条 委員会は、役員改選を行う定時評議員会に付議する議案を決定する理事会の開催前に役員候補者を決定し、理事会に答申する。

2 役員候補者の決定は、出席した委員の過半数をもって行う。否決の場合は、新たな候補者を選考し、当該候補者につき議決を行う。

3 委員が役員候補者となる場合、当該委員は、当該議案の決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除くものとする。

4 役員候補者数は、本協会定款第25条に定める次の各号のとおりとする。

- (1) 理事候補者 5名以上20名以内
- (2) 監事候補者 2名

5 理事候補者には、外部有識者(最初の就任時において、次の各号のいずれにも該当しない者)が理事総数の4分の1以上含まれるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計又はビジネス等の(バスケットボール競技以外の分野の)専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。

- (1) 過去4年間に、本協会の役職員又は評議員であった者
- (2) 市町村バスケットボール協会、各種連盟、バスケットボール関連団体の役職者である者
- (3) 本協会の役員又は職員の親族(4親等以内)である者

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、2022年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、2024年6月8日から施行する。